最終報告に当たって

平成18年3月、主に市町村立の義務教育諸学校を対象に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成されました。その中では、学校運営の自律的・継続的な改善、地域住民や保護者の学校運営への参画の促進、学校の設置者等の学校に対する支援や条件整備等の改善による「教育の質の保証」のための事項が示されました。さらに、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改定により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられました。

このように学校評価が推進される今日の教育情勢の中、本市においては、平成18・19年度に「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」の推進地域として文部科学省の委託を受け事業を実施してまいりました。「学校評価ガイドライン」を指針として、学校評価推進のための組織づくり、自己評価のための項目の選定、評価方法の在り方、結果を受けての改善や公表等について、評価実践協力校である市内11校(小学校7校、中学校4校)の実践をもとに進めてきました。地域や保護者の理解を得て学校が活性化できる学校評価の在り方を試行錯誤を繰り返しながら探ってきたところです。こうして進めてきた本市の学校評価の特色を集約すると、次の5点に表すことができます。

評価結果を受けての改善、質の向上、公表による評価システム PDCAサイクルにもとづく学校評価

学校、地域・保護者、教育委員会が連携した組織的な学校評価 教師、児童・生徒、保護者、学校関係者による多角的な学校評価

1項目1シートにまとめた簡潔な学校評価

ここにこの2年間の学校評価事業の取組みを「最終報告書」としてまとめ、事業の 歩みの一端を示しています。しかしながら、学校評価システムがやっと軌道に乗って きた段階であり、今後も継続的な見直しが必要だと感じております。本報告書をお読 みいただいた皆様からの忌憚のないご意見、ご指摘を賜りましたら誠に幸いです。

また、最後になりましたが、本事業にかかわりご指導していただきました福岡県教育庁義務教育課指導主事家入禎博先生、福岡教育大学教授大坪靖直先生、山口喬先生、中村俊哉先生、津川裕先生、筑紫女学園大学准教授山﨑安則先生をはじめとする多くの先生方、並びに学校評価運営委員、学校関係者評価(外部評価)委員としてご尽力いただきました保護者、地域の皆様に心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

平成20年3月

太宰府市教育委員会 教育長 關 敏 治

太宰府市の学校教育と評価実践協力校

本市は、数多くの歴史的文化的な遺産を有し、気候、風土、景観、交通にも恵まれた住宅・ 文教都市として発展し続けています。こうした豊かな環境のもとに「歴史とみどり豊かな文化 のまち」を市の将来像として描き、まちづくりを推進しています。

学校教育においては、教育内容の充実や教育環境の整備を図り、各学校が家庭や地域と連携・協力して、子どもがいきいきと学ぶことができる、魅力ある信頼される学校づくりを推進しています。特に学校教育では、次の5点の推進充実を図っています。

確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす教育の充実

豊かな人間性や志を持ってたくましく生きる力を培う教育の推進

安心して学べる学校づくりの推進

地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

特別支援教育の推進

こうした中、平成18年3月27日、文部科学省「義務教育の質の保証に資する学校評価ガイドライン」が策定されました。このガイドラインでは、学校評価により学校が自らの教育活動等について自律的・継続的な改善を図っていくとともに、地域住民・保護者に対する説明責任を果たし、情報や課題を共有しながら共に学校運営・改善に努めていくものであることが示されています。

そこで、本市では、学校評価システムの構築に積極的に取組み、魅力ある学校づくりを進めていきたいと考え、平成18年度から2カ年の事業として文部科学省の推進地域の委嘱を受けました。ここでは、この2年間の教育委員会、各学校の実践をまとめ、最終的な報告とします。

【学校評価実践協力校】(市内全小中学校)

学校名	H 18 校長名	H 19 校長名	住 所
太宰府小学校	田中秋博	田中秋博	太宰府市連歌屋1丁目2番1号
太宰府東小学校	石橋 健蔵	八尋が子	太宰府青山3丁目4番1号
太宰府南小学校	寺﨑和憲	寺﨑和憲	太宰府市高雄2丁目3855番地
水城小学校	清武 直人	清武 直人	太宰府市観世音寺3丁目13番1号
水城西小学校	川﨑 房雄	赤坂 秀文	太宰府市大字向佐野 9 0 番地
太宰府西小学校	段 美穂子	松原 郁弘	太宰府市大佐野4丁目6番30号
国分小学校	福田 敏雄	黒岩眞理子	太宰府市国分2丁目10番1号
学業院中学校	古賀 信行	古賀 信行	太宰府市観世音寺3丁目11番1号
太宰府中学校	野中 秀典	野中 秀典	太宰府市五条4丁目9番1号
太宰府西中学校	井上 政博	井上 政博	太宰府市向佐野3丁目9番1号
太宰府東中学校	有田 英二	有田 英二	太宰府市高雄2丁目3964番地1

学校評価の目的・学校評価に関する規定

【学校評価の目的】

学校評価の目的は、次の3点で考えられます。

第1点目として、各学校で目指すべき目標を設定し、その目標から見て、達成状況がどうであるかを評価(把握・整理)し、その結果を踏まえて、組織的、継続的な改善を図ることです。

第2点目として、評価結果を保護者や地域住民等に説明・公表することによって理解と参画 を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることです。

第3点目として、各学校の評価結果を受けて設置者等が学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることです。

学校評価の目的

目標の設定 状況の把握 組織的・継続的改善

結果の説明・公表 保護者・地域住民の理解と参画 信頼される学校づくり

学校評価の結果 支援や条件整備(教育委員会)

【学校評価に関する規定】

学校評価に関して、次のように規定されています。

·-· 学校教育法(学校評価関係) ------

(第42条)

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の 状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる 事により、その教育水準の向上に努めなければならない。

(第43条)

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校 運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

これらの規定は、幼稚園(第28条) 中学校(第49条) 高等学校(第62条) 中等教育学校(第70条) 特別支援学校(第82条) 専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

- 学校教育法施行規則の条文(学校評価関係)

(第66条)

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(第67条)

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校関係の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するようと努めるものとする。

(第68条)

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

これらの規定は、幼稚園(第39条) 中学校(第79条) 高等学校(第104) 中等教育学校(第113条) 特別支援学校 (第135条) 専修学校(第189条)及び各種学校(第190条)に、それぞれ準用する。

このことにより、各学校では

教職員による自己評価・学校の関係者による学校関係者評価 結果の公表 自己評価結果・学校関係者評価結果 設置者に報告 を行う必要があります。

学校評価の組織・構成・役割

【学校評価の組織】

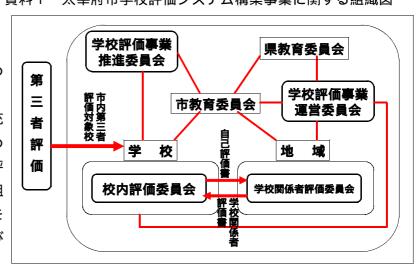
学校評価を学校の公表・改善に結びつけていくため組織的・継続的な取組みにしていく必要があります。そのためには「市教育委員会」がセンター的な役割をもち、学校や学校関係者等と連携を図ることが大切です。

本市では、下に示す組織により学校評価を客観性・妥当性のあるものにしました。

資料1 太宰府市学校評価システム構築事業に関する組織図

「校内評価委員会」

学校評価を具体的に進めていく校内の委員会です。 目標に沿った教育活動の充実・改善に結びつけるために何をどのような方法で評価するかを検討し、学校組織を機能させながら結果を集計・分析し、改善に結びつけていきます。



「学校関係者評価(外部評価)委員会」

平成18年度のガイドラインでは「外部評価委員会」という名称でしたが、その構成や 性質から「学校関係者評価委員会」の名称となっています。

学校の自己評価を受け、その客観性を高めるとともに、学校運営の現状と課題について 共通理解をもち、適切な改善が行われるように意見を述べます。また、学校関係者評価(外 部評価)書として、意見を取りまとめ、学校に提出します。本市では、学校単位で設置し、 委員会の客観性や専門性を高めるために大学の研究者を委員長として迎えました。

(「外部評価」の用語については、保護者や地域住民などの学校と密接な関係を有するものによる「学校関係者評価」と、学校と直接関係を有しない専門家等による「第 三者評価」の2つに、概念城分けて整理されています。)

「学校評価運営委員会」

推進地域として設置し、推進協力校、外部評価委員会、本事業に関する助言を行うとと もに、連携を図り事業を運営します。また、定期的な会議の中で、進捗状況を適切に把握 します。

「学校評価推進委員会」

推進地域として設置し、学校評価構築事業の推進、連絡調整を図り、推進地域として円 滑に事業を進めます。

小中学校の校長・教頭の代表、全小中学校の教務主任、市教育委員会により構成しています。推進地域として共通に理解し取組む内容と学校の実態により独自に判断し構成していく内容等について共通理解を図っています。具体的には、学校評価の基本的な考え方の共通理解、自己評価に関する大項目の選定、自己評価書・学校関係者評価(外部評価)書の基本的な様式、公表の在り方、評価結果を受けての改善策等について協議しています。

また、適切な学校評価システムの構築を図ることを目的とし、当該学校に直接関係をもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的に(第三者的)立場から評価する「第三者評価」を行います。

本市では、第三者評価対象校を選定し、文部科学省の視学官、他県の第三者評価委員からの評価を受けました。

資料 2 各委員会の構成・役割

委員会等名	構成	役割
校内評価委員会 各業だとに設置	校長 教頭 教務主任 校内推進者等	学校評価の内容・方法の検討 結果の集計・公表・改善の検討 自己評価書の作成・提出
学校関係者評価 (外部評価)委員会 各対でとに設置	大学の研究者(1)~委員長 PTA役員 保護者 (2) 学校評議員、地域住民(3) 他校の教職員(2)等	学校関係者評価(外部評価)書 の作成・提出 授業参観・意見聴取等
学校評価推進委員会 (18名) 推地拡號	校長・教頭代表(4) 各校教務主任(11) 市教委(3)	学校評価事業についての推進・連 絡調整
学校評価運営委員会 (16名) 雌蝴x	校長・教頭・教務主任代表(6) 県教委(2)・地域関係者(3) PTA関係者(2)・市教委(3)	進捗状況の把握
第三者評価	学識経験者 校長経験者 教育委員会関係者 等	学校評価システム構築のための専 門的見地からの評価

学校評価の年間計画では、評価結果を改善に結びつけることができるように、年間にPDCAのサイクルを2サイクル位置づけ、前期と後期に評価を行うようにしました。

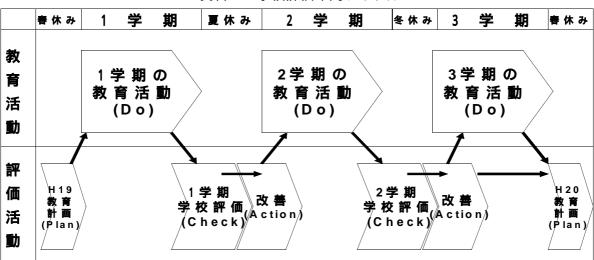
資料4は、太宰府市の学校評価の年間計画です。「校内評価委員会」「学校関係者評価(外部評価)委員会」「学校評価推進委員会」「学校評価運営委員会」の4つの委員会の年間スケジュールを示しています。

4月に学校で作成する年間指導計画をもとに、本年度の評価計画を立て、5月下旬から6月上旬にかけて第1回目の学校関係者評価(外部評価)委員会を開きます。ここでは、各学校の教育目標、今年の重点、そのための具体的な方策や教育活動などを外部評価者に説明することを主な目的とします(Plan)。

6月から7月にかけて、学校は方策に応じた教育活動を進めていきます。学校関係者評価委員は、学習参観や学校行事等の様子を参観し、実際の児童・生徒や教育活動について理解するようにします(Do)。

7月中旬に教師や児童・生徒、保護者のアンケート、各種調査結果、日頃の観察等から評価データを収集します。7月末から8月にかけて集めたデータを項目ごとに整理し、前期の自己評価と改善策を記述した自己評価書を作成し、第2回目の学校関係者(外部評価)委員会に中間報告をします。学校関係者評価(外部評価)委員は、学校の教育活動の参観や地域での児童・生徒の姿を根拠に自己評価の在り方や評価結果について意見を述べ、学校関係者評価書(外部評価書)によとめ提出します(Check)(Action)。学校関係者評価書(外部評価書)には、目標の達成状況や取組の状況、取組の適切さの検証結果、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて記述します。学校は、提出された学校関係者評価書(外部評価書)を次年度の教育計画作成に生かします。作成された自己評価書・学校関係者評価書(外部評価書)は、設置者へも提出します。このサイクルを2学期以降(後期)も繰り返します。

自己評価書作成に際しての確認や学校関係者評価(外部評価)委員会後の内容報告のために、 各校の教務主任を中心とした学校評価推進委員会を年間5回開催します。また、地域代表、学 校代表、県教委、市教委代表による学校評価運営委員会を年間3回開催します。運営委員は、 学校評価構築事業の進捗状況について報告を受けるとともに、指導助言を行います。



資料3 学校評価年間サイクル

資料4 太宰府市学校評価構築のための年間計画

年 度 末 評 価 結 果

評価結果を基に新年度の計画を作成 学校関係者評価委員会 推進委員会 運営委員会 校内評価委員会 学校教育目標・重点の設定 学校評価計画(評価内容・ Ρ 評価方法・評価基準等)の 月 推進委員会 作成 評価計画について 外部評価委員会の 説明内容について 5 説明(計画書) 月 外部評価委員会 運営委員会 評価計画 今年度の にもとづく の学 観校 学校評価計画 6 教育活動の D 実施 月 察の 教 育活 推進委員会 7 動 中間報告の内容 「一夕収集(教師・保護者 たづいて 月 ・児童生徒) ータ整理(担当ごと) C 自己評価書の作成 8 中間報告(自己評価書) 学校関係者評価委員会 学校関係者評価書の作成 月 改善案の検討 新学期の計画 Α 学校関係者 9 評価書の提出 月 推進委員会 2 学期以降の 学校の教育活 学校評価につ 運営委員会 評価計画に 中間報告の内 もとづく教育活動の実 D 容について 月 動 の 観察 11 月 推進委員会 自己評価書の作成 外部評価書の作成 について データ収集(教師・保護者・児童生徒) データ整理(担当ごと) 12 月 C 自己評価書の作成 1 自己評価書の説明 学校関係者評価委員会 月 学校関係者評価書の作成 学校関係者評価書の提出 2 Α 改善策・改善案の検討 推進委員会 月 公表 (ホームページの活用) 学校評価最終 報告について 運営委員会 学校評価最終 3 Ρ 次年度の計画 報告 報告 月

各学校は、教育目標の達成状況、そのための取組状況を評価する項目や指標を設定します。 その基本になるのが、学校の教育目標です。学校経営・運営の根幹である「学校の教育目標」 の達成状況を評価する上で必要な内容を評価項目にしっかりと反映させることが大切です。

また、「学校評価ガイドライン」で、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る 観点から評価項目の参考例として示している10の項目や、太宰府市教育施策要綱における主 要施策「学校教育の充実」で示している『確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の 推進』『豊かな心をはぐくむ教育の推進』等、5項目の推進内容をもとに各学校ごとに評価の 大項目を設定します。

資料5は、太宰府市学校評価大項目の例です。『確かな学力の向上』『豊かな心の育成』『健康安全教育』『地域・保護者との連携』に関しては、各校におよそ共通した大項目と考えられます。また、『特色ある学校』『特別支援教育』等、各学校の実情や特色に応じた大項目も設定できます。

各校で考えられた大項目ごとに、さらに中項目を考えます。資料6は、大項目ごとに考えられる中項目の例です。それぞれの学校で大項目の目標を達成するためには、中項目のレベルで優先的にどこに力点を置くかを考えていきます。また、その際、目標達成のための方策についての「努力指標」と努力した結果としての児童・生徒の姿等の「達成指標」から評価していくことも大切です。

資料 5 太宰府市における学校評価大項目の選定

学校評価ガイドライン 太宰府市学校評価大項目 太宰府市教育施策要綱 教育課程・学習指導 確かな学力の育成、個 確かな学力の向上 性・能力の伸長 生徒指導 心の 教 育 豊かな心 進路指導 健康・安全教育 たくましく生きる力 安全管理 地域・保護者との連携 安心して学べる学校 保健管理 特色ある学校 地域に開かれた学校 特別支援教育 組織・運営 特別支援教育 組織運営 施設 設 (主要施策の「学校教育の 備 「充実」における項目) 研修 特別支援教育 保護者・地域住民 との連携 施設・設備・ 学校の教育目標 確かな学力の育成 豊かな心の醸成 健康な体力の増進

資料6 学校評価中項目(指標)例

大 項 目 例	中 項 目(指標)例
確かな学力の向上・・・・・・	教育課程の編成・実施 総合的な学習の時間 学力向上プランの推進 学習規律と学習習慣の確立	授業の工夫・改善 特別活動の充実 学習の意欲化・日常化 校内研修の充実
心 の 教 育・・・・・・	道徳教育の推進 人権・同和教育の推進 キャリア教育の実施	豊かな体験の充実 生徒指導の充実
健康・安全教育・・・・・・	健康教育の推進 食育教育の推進	安全教育の推進 部活動の指導
地域・保護者との連携・・・・・・	保護者との連携 教育委員会、関係機関との連携	地域との連携 他校との連携
特色ある学校・・・・・・	国際理解教育の推進 環境教育の推進	情報教育の推進 福祉教育の推進
組織・運営・・・・・・	責任・運営体制の整備 服務監督の状況	情報管理状況 学級経営状況
施設設備・・・・・・	施設設備の活用状況	施設設備の点検状況
特 別 支 援 教 育 ・・・・・・	特別支援教育の推進	

自己評価書については、まず、大項目ごとの観点別評価シートを作成します。資料7は本市における観点別評価シートの基本様式です。中項目ごとに小項目と具体的方策を記入します。また、評価に客観性をもたせるために方策ごとに達成状況に関する評価基準を設定し、そのための評価方法も記入します。

学校評価で比較的に陥りやすいこととして、評価の集計・分析・改善について、一部の教職員に作業が集中してしまうことです。学校評価を効率的にすると同時に、学校を活性化させるために校務分掌組織を効果的に機能させることが大切です。そこで、本市では、中項目ごとに評価担当者を決め(中項目の欄に担当を記入)、「小項目と具体的方策」、「評価基準」、「結果の分析と改善の方向」等について担当者が中心となり全教職員で取組むようにします。このことにより、校務分掌組織が機能化され、学校評価が学校の活性化につながるものになります。

資料8は、福岡教育大学 大坪靖直 教授(太宰府西小・中学校 学校関係者評価委員長)が示された観点別評価シート例です。このシートもP-D-C-Aサイクルを基本とした内容で構成されています。大項目別の「現状」 「目標」 「方策」 「評価結果」 「改善策」のサイクルが見られる評価シートを作成することが大切だと考えます。

資料9は、観点別に評価した内容を1枚のシートに表した全体評価シートの基本的な様式です。このシートにより、評価結果を基にした学校の全体像が明らかになります。

学校関係者評価委員に自己評価書を説明する際には、それぞれの評価結果の根拠を示す参考 資料を提示すると評価の妥当性を示すことになります。

作成された自己評価書は、学校関係者評価委員会へ提出するとともに設置者へも提出します。

資料7 観点別自己評価シート(例)

確かな学力の向上

前年度の成果と課題	本年度の目標

大 項目		中項目 評価	小項目と 具体的方策	小 項 目 の 評 価 基 準	評価方法	参考 資料	評価結果を受けた 課 題 と 改 善策
	【授業の工夫改善】 1 子どもの主体的授業づ くり 子どもが主体的に問題を		め」をつくる授業	4 8割以上の授業で実施している学級が8割 3 8割以上の授業で実施している学級が7割 2 8割以上の授業で実施している学級が6割 1 「2」以下	・教師ア ンケート		
確	解決していくことのできる 授業づくりを行う。 (統括学年主任)			2 3日で1時間以上 1 「2」以下	・教師ア ンケート		
	【教育課程】 2 学習の基盤づくり 授業時数の確保と週時制 の工夫により、子どもがで		【授業時数の確保】 週案作成による自己管理と点 検	2 8割以上の教科で標準時数を上回った学級が 6割 1 「2」以下	・週案に よる時数 確認		
な学	きる」「わかる」基盤をつ くる。 		【週時制の工夫】 朝の 30 分を基盤の学習時間 とする	4 全職員が確実に実施した 3 8割以上の職員が確実に実施した 2 6割以上の職員が確実に実施した 1 「2」以下	・教師ア ンケート		
カ	(教務主任)		【チャレンジ週間】 学期末に算数チャレンジ週間 を実施	4ブリント 15 枚以上の児童が 8 割の学級が 8 割3プリント 15 枚以上の児童が 8 割の学級が 7 割2プリント 15 枚以上の児童が 8 割の学級が 6 割1「 2 」以下	トの達成		
Ø	【校内研修の充実】 3 校内研修の充実 具体的な教育課題に即し た校内研修の充実を図る。		想に基づいた研究授業を行い 日々の授業に生かす	4 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・教師ア ンケート		
向上	(研究主任)		【校内研修体制の確立】 各部の組織と研修計画を明確 に見通しをもって研修を行う	4 3 2 1	・教師の アンケー ト		
			【授業の楽しさ】	4 8割以上の児童が授業が楽しいと回答した学級が8割 3 8割以上の児童が授業が楽しいと回答した学級が7割 2 8割以上の児童が授業が楽しいと回答した学級が6割 1 2以下	ンケート		
			【テストの結果】		・学期末 テスト結 果	_	

資料8 観点別自己評価シートの例(大坪教授提示分)

観点 5 特別支援

観点 付別又:	1/2
現状	特別支援コーディネータ - の研修は2回実施したが、全職員を対象と
	した研修は未実施である。各担任による気になる児童のリストアップの
	段階にあり、各児童の発達障害の特徴に基づく支援計画策定が課題であ
	る(資料1-1)。
年度目標と	特別支援教育にかかる校内支援体制を整備するとともに、全職員に対
評価指標	する校内研修を実施する。また、特殊学級と通常の学級との交流および
	共同学習を促進する。
	[指標1]全体研修を1回、学年単位の打合せを毎月実施する。
	[指標2]特別支援コーディネーターと担任で、気になる児童の特徴を
	把握し、支援計画方針を策定する。
	[指標3]医療、福祉など関係機関との連携を促進するために、年3回
	の連絡協議会を開催する。
	[指標4]各児童の特性に配慮して、特殊学級と通常の学級との交流回
	数を10%増加させる。
前期の	全体研修を6月に実施し、学年単位の打ち合わせを計15回実施した
取り組み	(資料5-1,2)。特別支援計画が必要と判断した児童の8割につい
	て、支援計画を策定した(資料 5 - 3)。学外機関との連絡協議会を 9
	月に計画している(資料5-4)。特殊学級と通常の学級との行事的交
	流は予定を上回って実施したが、交流学習の回数が予定を下回っている
	(資料5-5)。
前期	4:予定を上回っている 3:ほぼ予定どおり 2:やや遅れている 1:遅れている
自己評価	
改善策 1	学年単位の打ち合わせを確実に毎月実施し、用配慮児童全員の支援計
	画を策定し、学外機関との連絡協議会(9月に予定)で個別の対応につ
	いて審議する。特殊学級と通常の学級との交流内容については、児童の
	特性に配慮しつつ推進する。
/// HB -	
後期の	
取り組み	
左座士の	
年度末の	4:十分達成した 3:達成した 2:ほぼ達成した 1:達成できなかった
自己評価	
次年度の	
改善方針	

資料9 全体自己評価シート(例)

1 学校の教育目標				
2 本年度の経営の重点目標				
		子ども像7	から述べてください	
3 重点目標達成のために				
1 2 3 4 5		大項目と-	一致させてください	
	ī .			
	授業の工夫改善 4 4 校内研修の充実 を内研修の充実			
家庭や地域との連携 総合 評価	確かな学力の向上 総合 評価	豊かな心の育成 総合 評価	健康・安全教育 総合 評価	育 総合 評価
3 評価結果を受けた成果と誤	果題			

xwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwww 学校関係者評価(外部評価)書の作成 xwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwwww

学校関係者評価委員は、学校教育の専門家ではありません。学校評議員やPTA・地域関係者等から構成される委員会であり、その方々に学校の自己評価について評価していただくのですから、まずもって、学校評価の目的や学校関係者評価委員としての役割を共通理解していただく必要があります。本市では、委嘱状交付の際に、各学校関係者評価委員に対しての説明会を行いました。

学校関係者評価(外部評価)書に関しては「評価方法・評価結果・目標設定・改善策の適切性」を数値化し評価していただくよりも、資料10の自由記述による評価書が学校関係者委員それぞれの立場から書きやすいと考え、このシートにより、評価できる項目のみで評価いただいています。

資料10 学校関係者評価(外部評価)書様式(例)

1_ 自己評価結果について(評価結果は妥当なものであったか)
: 確かな学力の向上について
中ハトンの地方について
: 豊かな心の教育について
・健康女主教育にプリで
:保護者・地域との連携について
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
2 自己評価結果に至る根拠の説明について(説明は十分であったか)
3 具体的な改善について(適切な取り組みか,期待できる方策かどうか)
4 ウフ並供送動人がについて(学校並供とフェナの機能は2 四のは2年)
4 自己評価活動全般について(学校評価システムの機能状況,取組状況等)

評価結果の公表

学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善の方策については、家庭や地域に周知することにより、連携・協力していくことができます。

公表の手段としては保護者対象の説明会、学校だより、ホームページなどがあり、各校それ ぞれの公表の在り方で情報発信をしています。資料11は、太宰府西小学校の「校長通信」の 抜粋です。

保護者や地域住民の立場から公表された情報を見て、学校に共感し一緒に努力していこうと思えるようなものにしていくことが期待されます。また、外部に向けた情報の提供ですので、個人情報の保護に十分に留意する必要があります。特に、学力調査の結果についての公表は、他の学校との単純な比較や序列化を招かないように配慮しています。

資料11 公表例(太宰府西小学校「校長通信」より 抜粋)

大宰府西小学校〈校長通信〉

校長 松原郁弘

1学期の学校評価の結果のお知らせ
1学期末には本校の学校運営状況にかかわるアンケートに卸協力になたきあいがとうござました。結果が集約できましたのできれらせいたします。

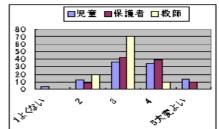
1 1学期末に児童、保護者の皆様、本校教師に評価いただいた内容本年度の経営構想の中の「学校像」「教師像」「子供の学習の様子」「子供の表現の様子」「学校の情報伝達」についてお尋ねしました。

以下、その結果と校長としての考え(結果のとらえ方や今後の運営策等)をお伝えします。

- 2 評価の結果と考察、今後の方向性
- (1)学校像について

日本のよさが漂う学校であったか。

・一日のあいさつ、会釈、正しく美しい日本 語での会話が聞かれたり見られたりすること。



あいさつについては「皆にこにこしていて素敵。校内であいさつをする子が増えた。」という御感想をいただきました。

今後は、言葉遣いについて、子供自身が日頃から「正しく美しい日本語」を使っていると 自負できるよう指導していきます。

また、「西小には韓国や中国の文化や言葉がたくさんありますが、他国の事よりまず、日本の文化や言葉をたくさん教えてほしい。」という御意見をいただきました。国際交流をする中で"日本のよさを再認識させたい"という校長の考えがあり、この御意見を真摯に受け止めて本校の国際理解教育を進めていきます。

以下 省略

第三者評価について

「学校の第三者評価に関する実践研究 実施マニュアル」(平成18年9月4日 文部科学省)には、その目的として次の4点があげられています。

国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価を試行的に実施し、その成果を蓄積することにより、適切な学校評価システムの構築を図ることを本実践研究の目的とします。

実践研究においては、適切な評価手法の在り方を調査研究することを目的として、様々な評価手法による多様な指導を実施します。

本実践研究は、適切な評価手法のあり方を調査研究し、その成果を蓄積することにより適切な学校評価システムの構築を図ることが目的であり、調査対象校の評価そのものが目的ではありません。

本実践研究は、各種法令・基準等への適合性の審査、あるいは会計監査を行うわけではなく、学校の取組状況を把握することを主眼とするものであることを留意します。

本市では、推進地域内の対象校へ文部科学省からの評価チーム5名(視学官、他県評価委員、 文科省記録担当者)の訪問による第三者評価を受けました。実施内容は、教育委員会へのヒア リング、各校の校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導担当者、養護教諭等へのヒアリン グ、校内視察、授業参観、部活動等参観、会議参観、地域住民・PTA役員(保護者)との懇 談会による意見聴取等です。

評価結果は、調査終了後、調査報告書案にとりまとめられ、調査対象校に事実誤認の有無等について確認の上で、県教委・市教委を通じて対象協力校に送付されました。

第三者評価を活用した評価の在り方については、今後の文部科学省によってさらに検討を深められる内容に沿っていきたいと考えています。

設置者による支援・改善

学校の自己評価結果や学校関係者評価(外部評価)について、評価結果の報告を受けた教育 委員会は、評価結果を基にして次の2点から改善策を講じます。

設置管理に関する自らの取組の改善に評価結果を生かす。 学校が自律的に改善に向けて取り組むことを支援するために評価結果を生かす。

については、各学校から報告があった評価結果を基に、教育委員会自らの判断で改善策を 講じます。例えば、施設・設備に課題がある学校については、予算措置を講じたり、教科指導 の在り方に課題がみられる学校については、指導主事等の指導助言の機会を充実するようにし たりすること等が考えられます。

については、学校が評価結果を基に学校をよりよくするための事業等を計画し、設置者に 提案し、それを受けて設置者が予算編成・配分等の措置を行うことです。例えば、児童・生徒 の体験活動の充実のために計画した総合的な学習の時間に必要な教材や備品を購入する上で最 大限の予算の活用ができるような措置を講じることが考えられます。

このように、学校が自ら学校運営の改善に積極的に取り組めるような措置を講じることも教育委員会の支援の一つだと言えます。

本市で、各学校から自己評価・学校関係者評価(外部評価)の報告を受けた際に、数校から、 個別の支援や充実した指導体制を整える上で人的支援を求める内容がありました。

そこで、教育委員会としては、現在、文部科学省や県教育委員会の様々なの支援事業による 人的支援を得ながら各学校をサポートするように努めています。また、他機関等との連携を図 りながら、人的支援を得ていく取組についても検討中です。

このように、学校の要望を受けて、教育委員会としてそれを支援する内容の充実を図ること も学校評価の重要な役割の一つだと言えます。

太宰府市学校評価の特色

文部科学省から推進地域として 2 年間の委嘱を受けながら進めてきました本市の学校評価システムの特色は、次の 5 点にまとめられます。

改善~向上~公表による評価システム

評価結果を受け、改善、質の向上、公表による信頼される学校づくりを目指しています。

PDCAサイクルにもとづく学校評価 特にC(評価)とA(改善)を重視しています。

組織的な学校評価

学校・地域・教育委員会が連携を取り合い、学校内では、担当者の欄が示すように校 務分掌と連携させています。

多角的な学校評価

教師ばかりでなく、児童・生徒、地域・保護者、さらには学校関係者(外部評価者)による多角的な評価により、妥当性を高めています。

簡潔な学校評価

1項目を1シートにまとめ、コンパクトな評価にしています。必要な資料を添付するなどして全体的な様子が把握されるようにしています。

太宰府市学校関係者評価(外部評価)委員会設置要綱

(設置)

第1条 太宰府市立小中学校(以下「市立小中学校」という。)が実施する自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善が適切に行われるようにするため、学校関係者評価(外部評価)委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事務を所掌する。
 - (1)市立小中学校の自己評価の適切性について評価すること。
 - (2)市立小中学校の教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組の適切性について評価 すること。
 - (3)市立小中学校の自己評価についての評価結果をまとめる学校関係者評価(外部評価) 書の作成に関すること。
 - (4)市立小中学校の学校関係者評価(外部評価)に際しての必要に応じた学校訪問や教職員、児童生徒、保護者からの意見聴取に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、市立小中学校ごとに作成する「学校関係者評価(外部評価)委員会名簿」 に揚げる者をもって構成する。
 - 2 委員は、大学の研究者、PTA 役員、地域住民、学校評議員、他校の教職員をもって 充てる。
 - 3 委員会には委員長を置き、大学の研究者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
 - 5 委員会に副委員長を置き、他校の校長職にある者をもって充てる。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。
 - 7 委員の任期は平成18年10月1日から平成20年3月31日とする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正に評価を行うとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、市立小中学校校長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を太宰府市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、太宰府市教育委員 会教育長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

太宰府市学校評価事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 太宰府市立小中学校(以下「市立小中学校」という。)の自己評価、学校関係者評価(外部評価)と設置者としての太宰府市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)の学校評価の在り方、並びにその学校評価に応じた市教育委員会の支援や条件整備等について検討するため、「太宰府市学校評価事業運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事務を所掌する。
- (1) 市立小中学校が実施する自己評価、学校関係者評価(外部評価)及び市教育委員会が実施する市立小中学校の学校評価に関すること。
- (2) 市立小中学校が実施する自己評価、学校関係者評価(外部評価)の結果・公表、 設置者への提出の在り方に関すること。
- (3) 学校評価に基づく市教育委員会による市立小中学校に対する支援や条件整備等に関すること。
- (4) 学校の自己評価に対する市教育委員会の指導・助言に関すること。
- (5) 学校評価の結果及び改善状況についての情報の福岡県教育委員会への報告に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市教育委員会が委嘱する。
- (1) 福岡県及び太宰府市の教育委員会関係者
- (2) 学校の教職員
- (3) 保護者・地域住民
 - 2 委員会に委員長を置き、校長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
 - 4 委員会に副委員長を置き、校長の職にある者をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(推進委員会)

- 第5条 委員会に、学校評価と組織的支援について具体的に調査検討を行うために推進委員会を置く。
 - 2 推進委員会は、別表2「太宰府市学校評価事業推進委員会名簿」に掲げる者をもって構成する。

(部会)

- 第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的な事項について調査検討を行うための部会を設置することができる。
 - 2 委員長が必要と認め、設置した部会の部会員は委員会の同意を得て委員長が指名した者をもって構成する。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者を招き、又は関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年9月27日から施行する。